

外来腫瘍化学療法診療料1の 施設基準に関する揭示

- ◆専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ◆急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保又はほかの医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制を整備しています。
- ◆実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する化学療法運営委員会を定期的を開催しています。

九州がんセンター 院長